

平成 26 年 3 月吉日

一般社団法人日本頭痛学会

会員 各位

一般社団法人日本頭痛学会

代表理事 坂井 文彦

役員選挙管理委員会

委員長 岩田 誠

平成 26 年度日本頭痛学会役員(理事)選挙について(公示)

日本頭痛学会は、日本頭痛学会役員選出細則(平成 24 年 11 月 18 日制定。以下「細則」といいます)の規定に基づき、平成 26 年度総会終了後から平成 28 年度総会終了まで(2 年間)を任期とする理事を選出するため、選挙を実施しますのでお知らせします。最初に現職理事の信任投票を行います。その結果が明らかになった後に、新理事選出の選挙を行います。この日程は後日お知らせいたしますが、ホームページ等で公示しますのでご注意ください。

なお、細則は、こちらからご覧いただけます。ご確認下さい。

(細則) http://www.jhsnet.org/pdf/jhs_yakuin.pdf

要項

(1) 現職理事の立候補ならびに信任投票について

理事に再任されるためには立候補することが必要です。立候補される現職理事は、次の要領で手続きを行なって下さい。

① 立候補の資格について

(a) 被選挙人(立候補)資格は、次のとおりです。

平成 26 年 11 月末において年齢が 70 歳未満の代議員であること。

※代議員選出細則によれば、「代議員は次年度の定時総会開催月内において年齢が 68 歳をこえない者」となっています。

② 立候補届出書あるいは辞届出書の提出

現職理事は、「現職理事立候補届出書」(別紙書式2)あるいは「現職理事辞届出書」(別紙書式3)を平成 26 年 4 月 12 日(当日消印有効)までに日本頭痛学会役員選挙管理委員会宛に配達証明のある郵送(書留、レターパック等)で提出して下さい(封筒の表に「立候補届出書在中」と朱書のこと)。現職理事には、この件に関する通知を 4 月に郵送いたします。

その後、平成 26 年 5 月 26 日より 6 月 7 日(消印有効)の期間に信任投票を行います。

(2) 新任理事の立候補ならびに選出投票について

理事に選出されるためには立候補する必要があります。立候補する会員は、次の要領で手続きを行なって下さい。

①立候補の資格について

(a) 被選挙人(立候補)資格は、次のとおりです。

平成 26 年 11 月末において年齢が 70 歳未満の代議員であること。

②立候補手続き

(a) 代議員による推薦

立候補者は、現職代議員のうち 3 名の推薦を得て、所定の書式により役員選挙管理委員会に立候補を届け出るものとします。ただし、1 名の代議員が推薦できる新理事立候補者は 1 名までとします。

(b) 新理事立候補届出書の提出

所定の「理事立候補届出書」(別紙書式1)を期日までに日本頭痛学会役員選挙管理委員会宛に提出していただきます(詳細は後日、学会ホームページに掲載します)。

③選出投票について

(a) 一定期限内に新理事選出選挙投票を行い、新理事を決定いたします。

なお、新理事の立候補・投票の日程については後日決定いたしますので、ホームページを参照ください。

全ての関連書類の提出先は、次のとおりです。

〒338-8577 埼玉県さいたま市中央区本町東 6-11-1

埼玉精神神経センター内

日本頭痛学会事務局 役員選挙管理委員会

【お問い合わせ】

ご不明な点がございましたら、日本頭痛学会事務局にお問い合わせ下さい。

日本頭痛学会事務局

〒338-8577 埼玉県さいたま市中央区本町東 6-11-1

埼玉精神神経センター内

電話:048-840-2700 FAX:048-840-2701

URL:<http://www.jhsnet.org/>